

静岡県人事委員会は、住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

#### 静岡県人事委員会規則 7-1184

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-360）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(雑則) 第11条 (略)</p>	<p>(雑則) 第11条 (略) <u>(平成29年改正給与条例附則第5項、第6項及び第7項等の規定が適用される間の読替え)</u> 第12条 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条第2項中「給与条例第10条第1項、教職員給与条例第11条第1項及び警察職員給与条例第11条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年静岡県条例第49号）附則第5項、第6項及び第7項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡県条例第50号）附則第5項、第6項及び第7項並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例（平成29年静岡県条例第51号）附則第5項、第6項及び第7項の規定により読み替えられた給与条例第10条第1項、教職員給与条例第11条第1項及び警察職員給与条例第11条第1項」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。